

## 随 意 契 約 結 果 一 覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契 約 金 額	契約の相手方を選定した理由	摘 要
令和5年度配偶者からの暴力被害者の一時保護業務委託	令和5年3月31日	女のスペース・おん 札幌市	一人当たり日額単価 14日以内 14日超	平成13年7月23日付け厚生労働省告示第254号で示された基準に該当する者 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18))	
		ウィメンズネット函館 函館市	暴力被害者 暴力被害者 8,250円 8,090円		
		ウィメンズネット旭川 旭川市	就学前児童 就学児から18歳未満 4,660円 4,660円 2,480円 2,480円		
		ウィメンズネット・マサカーネ 室蘭市	同伴者 同伴者 2,510円 2,350円 同伴者単独		
		駆け込みシェルターとかち 帯広市	就学前児童 就学児から18歳未満 7,760円 7,760円 5,580円 5,580円		
		ウイメンズ・きたみ 北見市	児童以外の者 5,610円 5,450円		
		ウィメンズ結 苫小牧市			
		駆け込みシェルター釧路 釧路市			
		社会福祉法人 2法人 函館市、旭川市			

※委託業務の内容から、契約の相手方の所在地は公表しないこととしているため、市町村名以下の住所は記載しない。

また、社会福祉法人については、名称を公表することによって所在地が判明するため、法人名は記載しない。